解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十一月十七日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

広島県庄原市口和町永田一三二六番地

農事組合法人元恒椎茸生産組合

清算人　有田　哲治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十六日開催の総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

岩手県遠野市材木町三番三〇号

神習教岩手大教会

清算人　太田　孝男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年十月三十一日付けの新潟県知事の解散認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

新潟県南魚沼市六日町一八〇番地一

南魚沼地域土地開発公社

代表清算人　林　茂男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年十月十九日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

岐阜県加茂郡八百津町八百津三九〇三番地の二

八百津町土地開発公社

代表清算人　金子　政則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

兵庫県加東市北野六四一番地の一

医療法人社団昌起会　赤羽目医院

清算人　赤羽目　勉

解散公告（第三回）

当組合は、平成十八年一月十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

愛媛県大洲市中村五二七―三　ｈｅｙｓ　ａｙ　ｖｉｌｌａ　常磐町Ｉ　一〇一号

永長農事組合法人

清算人　池本　真彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月四日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、平成二十九年十月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

大分市大字田原字深田九三六番地

医療法人善和会

清算人　渡邉　大介

第六十六期決算公告

平成二十九年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　千円

流動資産　三、〇六一、八一五

固定資産　一、二六四、一八〇

有形固定資産　四二二、五九九

無形固定資産　一五、五二九

投資その他の資産　八二六、〇五一

資産の部合計　四、三二五、九九五

負債及び純資産の部　千円

流動負債　七七一、二三〇

固定負債　八四、二六一

負債の部合計　八五五、四九二

株主資本　三、四七〇、五〇三

資本金　一〇〇、〇〇〇

利益剰余金　三、三七〇、五〇三

利益準備金　五〇、〇〇〇

その他利益剰余金　三、三二〇、五〇三

（うち当期純利益）　（二九一、一五四）

純資産の部合計　三、四七〇、五〇三

負債及び純資産の部合計　四、三二五、九九五

平成二十九年十二月十一日

大阪市北区梅田一丁目八番一七号

株式会社空港専門大店

代表取締役社長　岸　元章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島町三丁目三三番地、最後の住所北海道室蘭市中島町三丁目三三番一三号　被相続人　亡　若松　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

北海道室蘭市高砂町一丁目四二番七号

相続財産管理人　司法書士　齋藤　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市大東町沖田字赤菅六番地一、最後の住所岩手県一関市大東町沖田字赤菅六番地五　被相続人　亡　小山耕一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

岩手県一関市藤沢町大籠字右名沢二三番地

相続財産管理人　司法書士　首藤　清史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市松山二丁目一二番、最後の住所山形県上山市長清水二丁目五番一九号地域密着型特別養護老人ホームながすずの里　被相続人　亡　渡邉　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十一日

山形市城西町四丁目一四番三五号　城西町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

墳墓地廃止に伴う墓石撤去のお知らせ

墓地廃止に伴い、墓石は撤去しました。

縁故者の方で墓石のお引き取りを希望される場合はご連絡ください。

また一年間保管後、ご連絡がない場合は処分致します。

墓地　東京都港区六本木四丁目一四―九

墓石撤去日　平成二十九年十一月七日

無縁墳墓等改葬公告掲載日

平成二十八年十月十八日

平成二十九年十二月十一日

埼玉県所沢市西所沢一―一六―一七

有限会社三磊